平成２５年（フ）第１０２３号
横浜市旭区上白根町891番地　西ひかりが丘団地20街区８棟306号
債務者　金子　俊之
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４６５号
東京都東久留米市下里３丁目23番14号ルミエール白山210号
債務者　坂田　貴寛
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月12日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第７２２２号
東京都足立区保木間２丁目９―18―201
債務者　川松　美菜
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２６６号
静岡県磐田市大久保734番地149
債務者　金子　和子
1　決定年月日時　平成25年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月27日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第３０２９号
大阪市中央区法円坂１丁目５番35―201号
債務者　塩尻　明子（旧姓柴田）
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月11日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７１７９号
東京都八王子市下恩方町636―204
債務者　木村　郁美
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７２４８号
東京都中央区湊３丁目４―10―1102
債務者　津久井　樹
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７２９３号
東京都世田谷区南烏山６丁目４―28―306
債務者　野口　政次
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７３０３号
東京都足立区鹿浜２丁目39―11―509
債務者　田村　亘
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７３０５号
東京都新宿区西落合２丁目５―12―203
債務者　三橋由美子（旧姓津野）
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７３０７号
東京都墨田区東向島４丁目４―11
債務者　中馬　清美
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７３４０号
東京都大田区中央３丁目12―17―105
債務者　亀井外志子
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７３４２号
東京都板橋区赤塚６丁目37―20―202
債務者　島貫　道雄
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１７７号
神奈川県茅ヶ崎市芹沢954番地　芹沢マンション301号
債務者　山田　薫
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１９８号
横浜市緑区台村町322番地１　第一丸正ビル303号
債務者　熊野八重子（旧姓杉浦・高橋）
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１２１２号
横浜市保土ケ谷区川島町902番地14
債務者　永嶋　康子
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部